

①要介護・要支援認定の申請

・お住まいの市町村役場、または居宅介護支援事業所(ケアマネージャーがいる事業所)へご相談ください。

※最初にどり一むへご連絡いただいてもかまいません。担当窓口へご案内いたします 098-968-8904



2認定調査・決定

- ・市町村の調査員がご自宅などへ訪問し、心身の状況や生活環境などの調査を行い、「要支援1~2」「要介護1~5」「非該当」の区分認定が決定します。
- ・区分により、受けられるサービス内容が異なります。

3ケアマネージャーによりサービス計画書作成

- ・どのサービスを利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。
- ・どり一む訪問介護を利用する場合は、ケアマネージャーさんへ計画内容へ入れてもらいます。

4事業所と契約・担当者会議

- ・各サービスの利用に関するご説明を担当者会議にて行います。事業所とは担当者会議と同日に契約する場合が多いです。
- ・ご契約後に利用開始となります。



↑ どり一む訪問介護ステーション(障害福祉) ↑ ご利用までの流れ

1相談・申請

・お住まいの市町村の障害福祉担当窓口や、相談支援事業所へご相談ください。

※最初にどり一むへご連絡いただいてもかまいません。担当窓口へご案内いたします。098-968-8904



②認定調査・障がい支援区分認定

- ・市町村の認定調査員と面接。心身の状況や生活環境などの調査を行い「区分1~6」「非該当」の認定が行われます。
- ・区分により、受けられるサービス内容が異なります。

3相談員によりサービス利用計画案作成・支給量決定

- ・区分や本人・家族の状況、利用意向、相談員が作成した利用計画案などを踏まえて、サービスの支給量が決定され、申請者へ通知されます。
- ・どり一む訪問介護を利用する場合は、相談員さんへ計画内容へ入れてもらいます。

4事業所と契約・担当者会議

- ・各サービスの利用に関するご説明を担当者会議にて行います。事業所とは担当者会議と同日に契約する場合が多いです。
- ・ご契約後に利用開始となります。

